

## 第1回 住まい支援の連携強化のための連絡協議会 議事概要

---

- <日 時> 令和2年8月3日(月) 15:00~17:15  
<場 所> WEB 会議形式(国土交通省住宅局会議室ほか)  
<出席者> (別紙のとおり)  
<資 料> (別紙のとおり)

### ○挨拶(国土交通省大臣官房審議官)

- ・住まいは国民の健康で文化的な生活を実現する基盤であり、高齢者・低所得者・障害者等様々な事情を抱える方々が住まいを確保し、安心して暮らすことのできる環境を整備するため、福祉分野・住宅分野の連携が不可欠かつ重要である。
- ・そのような事情を抱える方々の入居を拒まない民間賃貸住宅を登録し利用促進する取組や、居住支援活動に対する支援を国交省・厚労省で連携して進めるため、平成28年12月以降、局長級の連絡協議会を開催してきた。このたび、出所者等に対する支援の必要性を鑑み、法務省及び居住支援団体に参加いただくよう発展的に改組し自立を図ることとした。
- ・国交省・厚労省・法務省・関係団体が連携しつつ、行政分野の垣根を越えて住まいの支援に取り組むうえで、新たな連絡協議会が有効に機能するよう努めてまいりたい。
- ・本日は、各省庁より現状の取組を報告し、関係団体より感染症拡大の影響を含む現状等について報告いただく。

### ○挨拶(法務省 保護局長、矯正局長)

- ・刑務所出所者等への住まい支援を強化することとなり、本日の協議会から、法務省矯正局と保護局が構成員として、また、出入国在留管理庁がオブザーバーとして参加させていただくこととなった。
- ・刑務所・少年院等の施設内処遇を所管するのが矯正局、矯正施設出所後に社会内処遇を所管するのが保護局である。刑務所出所者等にとって、再犯防止を図る上でも、住まいの確保は必要不可欠であり、両局が連続しかつ重層的に対応していくことが重要である。今後は関係機関等と緊密に連携をしながら取り組んでまいりたい。

### <議事概要>

#### (1) 連絡協議会の設置について(資料1~2)

※資料説明は省略

#### (2) 各省の施策の現状・課題等(資料3~5)

※資料説明は省略

○国土交通省 住宅局

○厚生労働省 社会・援護局

○法務省 矯正局

## ○法務省 保護局

### (3) 各関係団体からの報告（コロナ禍を含む現状と課題等）

※団体概要は省略。活動の特徴とコロナ禍の課題を記載

#### ○全国社会福祉協議会（常務理事 寺尾様）（資料6）

- ・平成21年の「たまゆら火災」から10年が経過。それ以降も無届宿泊施設の火災により高齢者や障害者の犠牲が生じている。自ら声を上げられない方や、自らサービスを選択・契約することが困難な方がいる。高齢者・障害者等の住宅弱者にも、良質な住まいの確保が重要な課題との認識の下、平成30年、「セーフティネット対策等に関する検討会」を立ち上げた。
- ・家賃滞納・孤立死等の不安から家主に敬遠されたり、保証人確保が困難等の理由により住宅確保が困難な方がいる。また、高齢者・障害者・低所得者向けの福祉施設も不足している。検討会で議論を進め、住まいと日常生活支援が一体的に提供されてこそ安心が実現できるという観点から、『「住まい」確保と「日常生活支援」の一体的提供による安心の実現を』と提言した。

#### ○一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク（事務局長 行岡様）（資料7-1~3）

- ・グリーンコープ調査によると、住居確保給付金の申請率は地域により差がある。受付しても申請に至らないのは、制度の収入上限や家賃上限が低い、契約書が整わない等の理由による。
- ・コロナ禍で、緊急・超小口融資（5千円～1万円）・即決支給の「かさじぞう基金」が活用されている。
- ・自立相談支援事業は相談件数が前年同月の5倍となった。主に中間層、若年層、主たる生計維持者等の相談が増加した。相談を受ける者にとって、この相談数の増加とともに、感染防止への配慮等に伴う心理的負担も大きく、相談時間を短縮せざるを得ないため、説明不足も生じている。
- ・総合支援資金の終了後は、自立支援相談支援事務所に繋ぐ等、生活立て直しの支援が必要になると考える。
- ・千葉県法人からの報告によると、生活困窮者自立支援事業への相談件数は4月がピークであったが、その後も前年比大幅増となっている。相談内容からは、住居確保給付金を利用しても常用雇用には結びつかず延長申請している、外国籍の相談が増加しコミュニケーション上の課題がある、相談窓口体制はひっ迫している等の課題が把握されており、各種給付・貸付制度終了後の生活保護申請増加が危惧される。

#### ○特定非営利活動法人ホームレス支援全国ネットワーク（理事長 奥田様）（資料8）

- ・ホームレス数は2003年時点で25,000人超であったが、2020年春には3,992名と六分の一に減少した。大阪に約1,000人、東京に約900人である。
- ・コロナ禍により野宿者は増えておらず、住居確保給付金、特別給付金、社協の小口緊急貸付や総合支援等が奏功している状況にあるが、これらの各種の支援制度が切れ目を迎える

時期に、ホームレスの急増が懸念される。現時点では、ホームレスになる手前の段階での住まいの相談が増加している。ホームレス化してからの支援には、手間・資金ともにかかることから、住居喪失の恐れのある段階で支援する必要がある。

- ・上記のような給付金関係の支援があるものの、寮付就労やホームレス等、給付金が受けられない属性もあり、支援から漏れている人もいる。また、孤立している単身者が多いことから、日常生活支援がポイントである。
- ・かねてより、ハウスレス問題とホームレス問題は異なると指摘してきた。ハウスレスは経済的困窮であるが、ホームレスは関係性の喪失である。ホームレス支援においては、葬儀まで行うことで大家に安心してもらっている側面もある。
- ・一時生活支援事業について、生活困窮者自立支援制度に位置づけられているが、従来はホームレス自立支援法に基づく事業であったため、3割未満の自治体しか実施していない。現下の社会状況を鑑みると、ホームレス以外の住居確保が困難な方々に対し、一時生活支援事業を活用するような転換が必要と考える。

#### ○特定非営利活動法人日本相談支援専門協会（事務局長 吉田様）（資料9）

- ・障害者の地域移行支援を進めているが、家を借りる際には障害を理由に不安がられたり、障害者グループホームの設置に反対運動がある等、社会や地域の理解を得られないといった課題がある。
- ・また、関係機関等の支援に繋がっているか否かにより、その課題は大きく異なる。例えば「80・50」や「90・60」と言われる問題で、家族が介護等の支援に繋がった際に初めて同居家族の障害者が発見されることもある。本人や家族が望む暮らしを実現するために、家を借りることのほかに近隣との関係調整等の支援も必要となってくる。
- ・コロナ禍は、地震等の局地的な災害と異なり、初めての全国的な災害であった。全国調査を実施中であるが、日常・非日常の変化対応、情報提供の重要性等が課題となっている。
- ・また、施設だけでなく相談支援事業所への備蓄も必要なこと、リスクマネジメントの視点が必要なことも感じた。通所施設が閉鎖してしまうと相談支援事業所から支援に出向くことになるため、名簿の共有が必要といった意見もある。
- ・感染対策、医療ケア、就労支援等、本人の状況により様々な課題があった。一方、障害の内容によりソーシャルディスタンスが奏功したケースもあったため、今後の生活に活かしていけるとよい。

#### ○公益社団法人全国老福祉施設協議会（副会長 大山様）（資料10）

- ・軽費老人ホームには、A型・B型・都市型・ケアハウスといった種類があるため、国民に理解されづらい状況となっている。
- ・養護老人ホーム・軽費老人ホームの財源・許認可等が自治体に移譲されて以降、介護保険法に定められる施設と比較して入所者数が低迷している。両ホームの機能を地域に提供したいと考えているが、現状ではうまくできていない。
- ・措置控えにより、養護老人ホームの施設の空床が目立っている。民生委員や地域包括支援センターがアウトリーチで発見した方を自治体を通して措置・入所することになるが、時

間がかかり利用に繋がり難い。今後、福祉的支援を必要とする高齢者の増加が想定されることから、総合的な安心したセーフティネット施設として、ソーシャルワークを強化しつつ、多様な対象者に対応していきたいと考えている。

#### ○全国児童養護施設協議会（副会長 太田様）（資料 11）

- ・入所児童の約 6 割が被虐待児であり、残る約 4 割が障害や何らかの事情を有する子どもたちである。そういった子どもたちを養護し社会的自立をさせるのがケアの最終目的である。
- ・児童養護施設の子どもの高校卒業後の進学率は 30.8%であり、一般家庭の約 58.1%に比して低い。また、高校卒業時に親の支援を受けるのは難しく、自活できるのは 53.7%である。
- ・社会的養護自立支援事業等の社会的自立に向けた支援の枠組みはあるが、施設卒所者であることに対する社会的偏見があり、国の身元保証人制度があるものの、家を借りるのは難しい。
- ・進学の場合、奨学金は学費に充当するため、アルバイトで生計をたてなければならず、安価な賃貸物件を探す必要がある。厳しい状況の中で生活を送ることを余儀なくされている。
- ・コロナ禍の下、アルバイト減少による家賃滞納、寮付就労者の失職等、真っ先に影響を受けるのは子どもたちである。また、大学進学者がパソコンを持っておらずオンライン授業を受けられないといった状況も発生している。コミュニケーションが苦手な若者も多く、職場でトラブルを起こして退職し、改めて施設で受け入れフォローすることも起きている。

#### ○全国母子寡婦福祉団体協議会（理事長 海野様）（資料 12）

- ・ひとり親が高齢化し年金生活になると、民間賃貸住宅の家賃負担が厳しくなる。母子世帯や高齢者には、公営住宅への優先入居があり、高齢者枠での入居が多いようである。
- ・公営住宅団地では、高齢化による自治会運営の困難、言葉の通じない外国人世帯とのトラブル等、様々な問題が起きている。
- ・一方、民間賃貸住宅の場合は、保証人のなり手がいない、子育て世帯の敬遠、バリアフリー未整備、孤独死増加等の問題が起こっている。民間賃貸住宅を行政が借り上げてひとり親家庭に転貸するのが望ましい。
- ・コロナ禍では、介護や医療を受けられない問題、休校中の子どもの面倒を十分に見られないといった問題が発生した。また、小さな子どもがいると、支援の手続きに行くこともままならない状況がある。
- ・ひとり親について、パートや派遣社員の者が多く、総じて収入減となっており、フードバンクも利用されている。当会としては、今後、法律相談等が必要と考えており、必要な支援についての聞き取り調査を開始している。

#### ○一般社団法人全国地域生活定着支援センター協議会（事務局長 伊豆丸様）（資料 13）

- ・各受刑者が処遇指標に応じて収容される刑務所は、住所地にとられないため、その出所者の受け入れに対し、都道府県をまたぐ広域の帰住調整を行っている。
- ・刑務所出所後、直接民間アパートに入居するのは困難であり、一時的に更生保護施設・自立準備ホーム等のシェルターで受け入れ、住民票の回復や介護保険手続き等を整えたい

で、地域居住へソフトランディングさせている。

- ・当センターでは、福祉的コーディネーターやフォローアップ等の「特別調整」を行なっている。「特別調整」を行うことで、再犯率が抑制されている。
- ・コロナ禍に伴う移動制限により、都道府県をまたいだ受け入れ業務に影響があった。その半面、オンラインが推奨されたため中、他県への出張抑制があっても、直接の対面以外の方法で繋がることができた。
- ・コロナの影響を踏まえ、一時待機のための個室型シェルターを増やすこと、支援者の安全確保の2点の問題意識を持っている。

#### ○一般社団法人全国居住支援協議会（共同代表副会長 奥田様）（資料 14）

- ・居住支援法人は、通常の法人格とは異なり、社会福祉や不動産の現場で居住に関わる活動を行っている団体・事業者等を都道府県が指定する枠組である。
- ・低所得者への居住支援は、安価な家賃であること、かつ、住宅と施設の間の中見守り支援があることが重要である。
- ・3省合同で本連絡協議会を開催しているように、縦割りを乗り越えて、総合的な居住支援への体制を構築する必要がある。
- ・コロナ対策として、住まいの相談窓口が設けられたことは良かった。現在の体制を常態化してほしい。
- ・また、空き家活用のイニシャルコストに補助等を行う等、空き家活用と居住支援をソーシャルビジネス化し、サステイナブルな事業にしていく必要がある。
- ・このほか、公営住宅の空き家活用のために目的外使用を進めること、大家の安心を担保して民間ストックを活用すること、支援付き住宅運営に社会的投資を行うこと等の必要性を感じている。
- ・本連絡協議会を、政策議論に結びつく協議会に発展させることが望ましい。本会にワーキングチームを発足させてはどうか。相談等は厚労省・法務省、空き家活用は国交省が分担しつつ、統合的政策立案をすべきである。そのために、空き家を活用した支援付き住宅の費用対効果に関する調査を早急に行うべきと考える。
- ・コロナ禍を受け、今後、住宅喪失者が発生すると予想する。寮付就労は仕事喪失と同時に住宅を失う可能性があり、住居確保給付金の対象からも漏れている点で特に問題である。長期的視野からは、仕事と住宅を分離する社会の仕組み構築が重要と考えている。

#### ○公益財団法人日本賃貸住宅管理協会（会長 末永様）（資料 15）

- ・当協会は新たな住宅セーフティネット住宅登録推進に取り組んでおり、現在までに5万戸登録済、今後65万戸の登録を準備中である。
- ・東京都の指定居住支援法人として電話相談対応を行っているが、コロナ禍の中、4～6月に約100件の相談を受けた。住居確保給付金関連の相談が多数あった。

#### ○公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会（会長 三好様）（資料 16）

- ・住宅確保要配慮者への賃貸にあたり、オーナー側には、賃借人の死亡時に賃借権及び遺留

品の相続権が残るリスクがある。法的に解決が図れば、オーナーにとっても要配慮者に住宅を提供しやすくなる。

- ・孤独死に関する調査によると、50歳代以下の若年孤独死が全体の約4割に上ることから、60歳以上が条件となっている終身賃貸借契約を若年層にも適用してほしい。
- ・また、現在の法的手続きに則る場合、遺留品処分に10ヶ月以上、予納金100万円もかかるケースがある。残置物処理がもう少し簡単にできるようルール化してほしい。

#### ○公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会（専務理事 津村様）（資料17）

- ・本会調査によると、オーナーは高齢者入居をリスクと考えており、その主因は孤独死である。孤独死のリスク回避に向けては、専門家との連携や見守りネットワーク構築が必要と認識している。しかし、必要性を感じながらも実現されていないため、ガイドブック発行や、事例の収集・共有を行っている。
- ・会員アンケートによりコロナ禍の影響を把握したところ、売り上げ減少の実態が示された。住居確保給付金制度は良い対策であるため、制度の普及・啓発が重要である。

#### ○公益社団法人全日本不動産協会（常務理事 長島様）（資料18）

- ・各都道府県本部が行政と連携し、あんしん賃貸支援事業や居住支援協議会への参画等、住宅確保要配慮者への居住支援事業を実施している。
- ・埼玉県では、セーフティネット住宅の登録の1,000件増を目指し、戸当たり3,000円の協力金を設けることで、あんしん賃貸住まいサポート店にインセンティブを与える試みを行っている。積極的に会員に周知していきたい。
- ・今般のコロナ禍に伴い、不動産取引現場においては、対面に代わるツールの導入が急務である。ITを活用して行う重要事項説明が制度化されたものの、現場にはまだ浸透していない。また、物件がスマートロックであれば内見の同行が不要となるが、多数派になるには時間がかかる。テクノロジーの更なる活用が業界にとっての課題である。

#### ○更生保護法人全国更生保護法人連盟（事務局長 関口様）

- ・更生保護施設は全国に103施設あり、刑務所からの出所者の約5人に1人、仮釈放者に限れば約3人に1人が利用する施設である。
- ・更生保護施設では集団生活を送るため、コロナ禍の下、処遇の難しさがあった。
- ・施設退所後の社会復帰に向けて、居住支援の必要性は高い。厚労省・国交省関係団体との協力・連携により、居住の安定を支援することは重要である。

#### ○認定特定非営利活動法人全国就労支援事業者機構（事務局長 齋場様）

- ・各県機構において、協力雇用主に対し金銭援助、就労・雇用相談、情報提供、研修等の具体的な事業を実施している。今年度も例年同様に計画しているが、今後の感染拡大防止対策により変更となる可能性がある。
- ・職場体験講習やトライアル雇用等の補助事業は、4月以降も申請数は激減しているわけではなく、実際に動いている状況である。

- ・協力雇用主の業種として建設業が多いが、今後は、求職者のニーズにあわせ事業者の幅を広げる必要がある。また、短期間での離職により生活状況が不安定になることを防ぐため、就労定着を目指す。

#### (4) 地方支分部局のブロック単位での連携体制構築（国土交通省住宅局）

- ・今後とも、3省において地方ブロックでの連携を具体的に進め、各地方自治体の取組を支援していきたい。

#### <質疑応答>

※特になし。

#### ○挨拶（厚生労働省 生活困窮者自立支援室長）

- ・コロナ禍の下、日々、現場で奮闘している事業者それぞれの立場から、貴重な報告があり、大変参考となった。
- ・厚労省が所管する住居確保給付金の給付は増加しており、来年度予算要求に繋げるとともに、本年度においても速やかな措置を行っていく必要もあると考えている。
- ・ワーキングのご提案を受け止め、今後も3省が連携し、本連絡協議会がより良い議論の場となるように進めていきたい。

以上